

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う ウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、株式会社Cheerful（以下「法人」という。）が運営するチアフル訪問看護ステーション及びチアフル訪問看護ステーション関（以下「事業所」という。）は、地方厚生局長等に届け出た事業所の看護師等が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

定められた額

訪問看護医療DX情報活用加算 50 円／月

施設基準

訪問看護医療DX情報活用加算に係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当事業所の見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

個人情報の取扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

適切な運用のために

当事業所がオンライン資格確認システム、診療情報閲覧機能、薬剤情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステム及び訪問看護療養費明細書等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムを適切に運用するために必要となる基本的な事項を定めたオンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策を規定している。規程には、オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムの運用に当たって使用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、本システムで取り扱う利用者の資格情報、診療・薬剤情報、特定健診情報等の個人情報の適正な管理に関して必要な事項を定めている。